

一定の資本関係又は人的関係のある者の同一入札等への参加制限について

令和7年10月1日
宮崎県総務部財産総合管理課

公正な競争入札又は随意契約（以下「入札等」という。）の執行の観点等から、入札等の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札等への参加について、以下のとおり制限することとします。

1 取扱いの内容

入札等の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（2に掲げる基準に該当する者）の同一入札等への参加は認めないこととし、対象は、県が入札等により発注する以下の業務とする。

- (1) 清掃業務
- (2) 警備保障業務
- (3) ねずみ昆虫等防除業務
- (4) 庁舎・職員宿舎修繕管理業務

2 基準

次の各号のいずれかに該当する場合

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ア 子会社等（会社法（平成17年法律第89号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合
- イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - (エ) 組合の理事
 - (オ) その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札等の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合その他(1)及び(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札公告等への記載

入札公告、指名通知書又は見積依頼書において、基準に該当する者（以下「基準該当者」という。）のした入札又は見積合わせは無効とする旨を明示するものとする。

※ 条件付一般競争入札（事後審査型）においては、「その者が落札候補者となった場合は、入札参加資格確認時等」において無効とする。

4 基準に該当する場合の取扱い

(1) 入札参加資格等

条件付一般競争入札の場合は、基準該当者の入札参加資格は認めないものとする。

指名競争入札又は随意契約の場合は、基準に該当する複数の者について、同一入札等での指名又は見積依頼は行わないものとする。

(2) 契約前に判明した場合

契約前に、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札又は見積合わせを無効とするものとし、落札者又は落札候補者が基準該当者である場合は、当該落札決定又は落札候補者決定を取り消すものとする。

また、指名競争入札又は随意契約の場合で、基準該当者のした入札又は見積合わせを無効とすることにより必要な指名業者数又は見積依頼業者数を満たさなくなる場合は、当該入札又は見積合わせを中止するものとする。

(3) 契約後に判明した場合

虚偽の報告等により基準該当者が入札等に参加し、基準該当者との契約後にそのことが判明した場合は、契約した基準該当者を入札参加資格停止とするものとする。

5 入札参加者が行う手続

(1) 業態調書の提出

基準に該当する入札参加者は、清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和 54 年宮崎県告示第 41 号）第 3 条に規定する入札参加資格審査申請の際に、業態調書（別添 1）を提出するものとする。

また、提出した業態調書の内容に変更が生じた場合は、入札参加者は、変更後の内容について業態調書を作成し、変更の事実が発生し次第速やかに、総務部財産総合管理課に提出するものとする。

(2) 入札参加資格確認時

一般競争入札または指名競争入札においては、入札参加資格確認申請時に、基準に該当する者が同一入札に参加していない旨を誓約するものとする。

6 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通知を遵守する目的で入札に参加しない者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、差し支えないものとする。

なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来どおり厳正に対応するものとする。

7 適用日

令和 8 年 4 月 1 日以降に契約を締結するものに適用する。

【問合せ先】

宮崎県総務部財産総合管理課

連絡先：0985-26-7290

メール：zaisansogokanri@pref.miyazaki.lg.jp